

吉野ヶ里町 部活動地域展開等推進計画
(令和8年度～令和10年度) 6月16日版

令和8年6月
吉野ヶ里町教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
I 推進計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 吉野ヶ里町の中学校部活動を取り巻く現状・・・・・・・・	3
(1) 中学生の現状・・・・・・・・	3
(2) 教職員の現状・・・・・・・・	5
(3) 地域の文化・スポーツ団体等の現状・・・・・・・・	7
II 推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・	7
1 策定趣旨・・・・・・・・	7
2 基本方針・・・・・・・・	8
3 実施期間・・・・・・・・	9
III 学校部活動の地域展開等の方向性・・・・・・・・	9
1 地域展開等に係る推進体制・・・・・・・・	9
(1) 吉野ヶ里町教育委員会・・・・・・・・	9
(2) 部活動地域展開コーディネーター・・・・・・・・	10
(3) 吉野ヶ里町内中学校・・・・・・・・	11
2 学校部活動の地域展開等のスケジュール・・・・・・・・	12
IV 学校部活動の地域展開等に向けた課題と対応・・・・・・・・	14
1 運営団体と実施主体・・・・・・・・	14
2 賠償責任及び保険の取扱い・・・・・・・・	14
3 地域指導者・・・・・・・・	15
4 吉野ヶ里町文化・スポーツクラブ運営協議会・・・・・・・・	15
5 保護者負担・・・・・・・・	16
6 大会等への参加・・・・・・・・	17
7 対象生徒・・・・・・・・	17
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	18

はじめに

中学校の部活動は、スポーツ・文化芸術に興味関心をもつ生徒の自主的、自発的な参加によりスポーツ・文化芸術に親しみ、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する等、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。しかしながら、少子化が進む中、入部者数の減少によりチームが組めない部活動の状況や充実した活動が難しくなっている現状がある。また、教職員の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない者は、多忙な業務の中での部活動指導に負担感を感じている。このことは、従前の部活動の指導体制を継続することの難しさを示しており、学校の働き方改革が進む中、学校における部活動運営が厳しい場面に直面していることを意味する。

このような状況を受け、国は部活動を地域の活動へと移行するため有識者による検討会議提言や学校部活動及び地域クラブ活動のガイドラインを策定し、令和5年からの3年間を「改革推進期間」と位置付けた。そしてさらに、令和8年から3年間を「改革実行期間（前期）」令和11年から3年間を「改革実行期間（後期）」と位置づけ、期間内にすべての学校で、少なくとも「休日」の部活動を地域展開させることを目指している。

佐賀県では、それに先駆けて令和3年7月に「SAGABUKATSU ミライプロジェクト委員会」を立ち上げ、現状や課題の分析を行うとともに、本県が目指す改革の方向性等について議論を重ねた。そして令和4年4月に、改革のためのモデルパターン等を示す「提案書」を出したが、その中で、委員長だった当時の落合裕二教育長は、「長い歴史を持つ部活動の改革には大きなエネルギーが必要です。本県の未来を担う子供たちのために、関係者の知恵と力を結集して、素晴らしいスポーツ・文化芸術の環境を築いてまいりましょう」と訴えられていた。まさに、子どもたちが豊かな価値ある体験を積むための土台作りである。

吉野ヶ里町の子どもたちが、未来に渡ってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができることを目指し、学校部活動が担ってきた教育的な意義を継承・発展させ、地域全体で支えることで新たな価値を創出できることを願って、部活動の「地域展開」のための推進計画をここに示す。

I 推進計画策定の背景

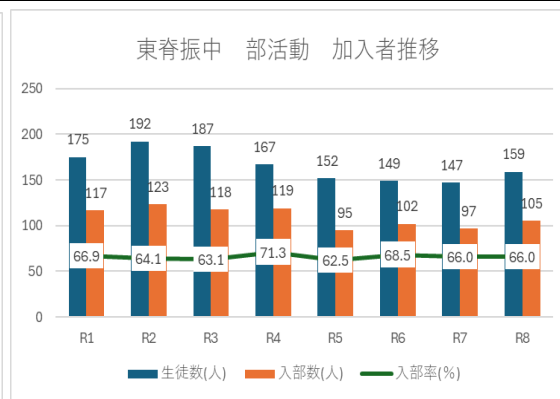
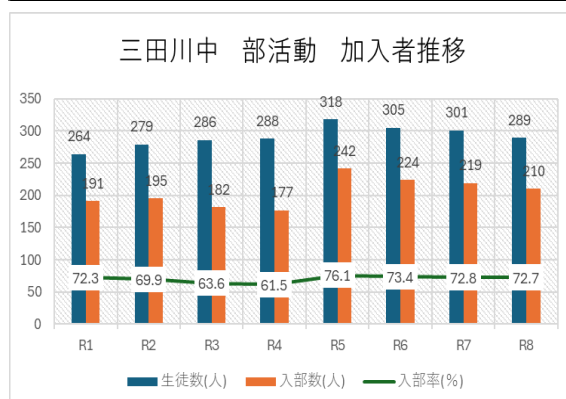
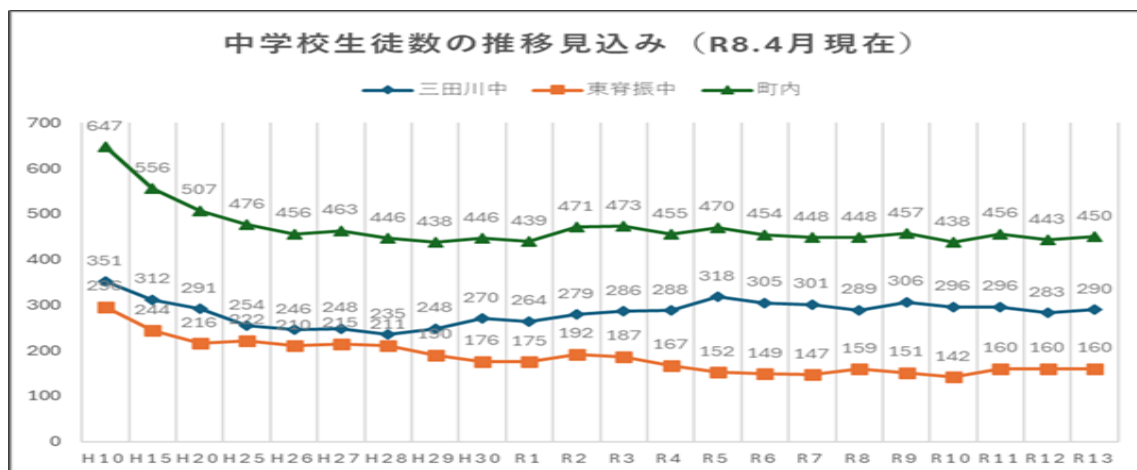
1 国の動向

学校部活動においては、これまで文部科学省において、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年には中央教育審議会や国会において学校における働き方改革の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。また、令和2年9月スポーツ庁等の通知「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」ことが示された。

そして、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、「学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組む」ことが示された。更には、令和7年12月に示された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、改革実行期間を令和8年度から令和13年度とし、令和10年度までに着手することが示された。その折に地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念をよりの確に表すため、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更した。

2 吉野ヶ里町の中学校部活動を取り巻く状況

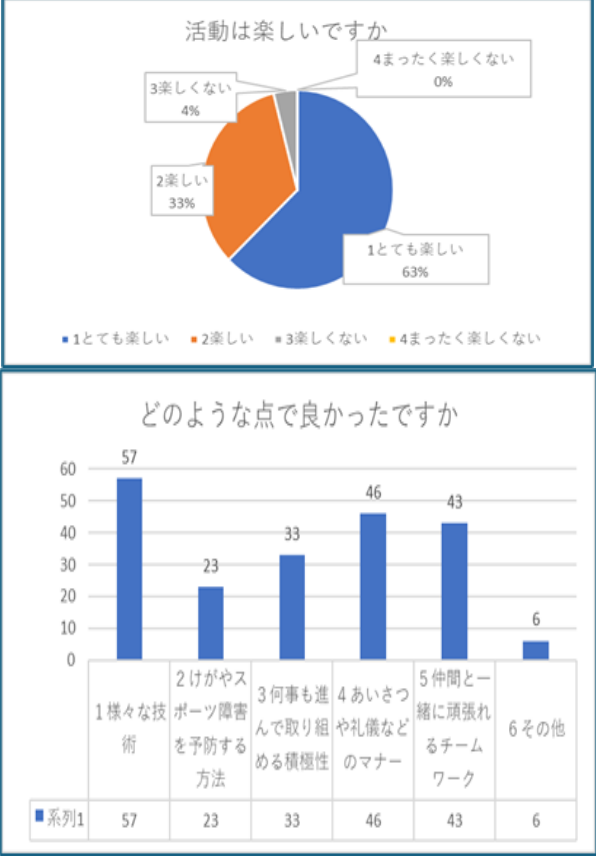
(1) 中学生の現状



少子化についていえば、1998年（平成10年）に約650名いた町内中学生が、2026年（令和8年）には約450名に減少している。三田川中学校は、この10年間で微増もしくは横ばいの状態であるが、東脊振中学校の場合、減少傾向が続いている。

部活動の入部状況は、60%から70%程度で推移している。三田川中学校のほうがやや高い傾向なのは、「全員部活動」の慣習が遅くまで残っていたためであると思われる。学校の部活動以外の社会体育等に向かう生徒が20%程度おり、合わせて90%程度の生徒が、何らかの課外活動に関わってきた歴史がある。

令和7年度末のアンケート調査（部活動指導員関係）の結果を見ると、96%の生徒が「部活動は楽しい・とても楽しい」と回答している。また、部活動でどのような点が良かったかの問いに対して、技術面の向上だけではなく、「あいさつや礼儀などのマナー」「仲間と一緒に頑張れるチームワーク」などの面にも価値を見出していることがわかる。また、これとは別に佐賀県中学校体育連盟の令和7年度調査によると、学校で楽しみにしていることとして、41%の生徒が「部活動」を一番に挙げている。本町でも、生徒の学校生活において部活動の比重が大きいことを想起できる。下の令和8年度の入部状況を見ると、昨年度0名だった部活動に、本年度多くの生徒が集まったり、入部者がいなくて他校との合同や拠点校化が必要だったりしているこ



R8.5.20 現在

種別	三田川中	3年	2年	1年	東脊振中	3年	2年	1年
運動部	野球部	3	6	2	野球部	4	2	0
	陸上競技	1 2	1 5	1 1				
					ソフトボール	2	3	0
	ソフトテニス女	4	4	5	ソフトテニス男	6	2	4
	バレーボール男	7	2	2	バレーボール男	6	1 1	4
	バレーボール女	6	7	5	バレーボール女	5	1	6
	バスケットボール男	1 1	0	1 1				
	バスケットボール女	7	5	4				
	卓球男	8	9	6	卓球男	2	0	8
					卓球女	2	2	8
	剣道	2	1	4	剣道	1	6	3
文化部	吹奏楽	7	1 0	9	吹奏楽	4	5	8
	美術	6	6	1 7				
	11 部活動	7 3	6 5	7 6	9 部活動	3 2	3 2	4 1

とがわかる。変化する生徒のニーズに対応しながら、学校の指導体制を維持することが非常に難しい課題となっている。

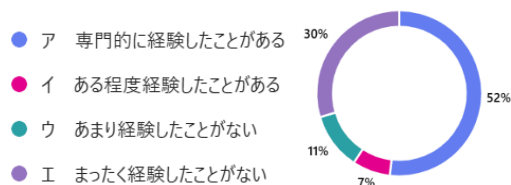
(2) 教職員の現状

部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられている活動である。一方で、部活動の設置・運営は法令上の義務として求められるものではなく、それぞれの学校に裁量が任され、必ずしも教職員が担う必要のない業務と位置付けられている。しかし、現状としては、教職員の勤務を要しない日

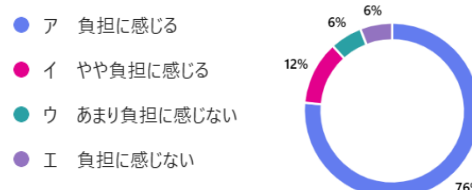
(休日)の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因の一つと指摘される。上の令和8年5月実施のアンケートによると、約40%の教職員が経験のない分野を担当しており、指導経験のない教職員にとっては負担となっているとの声が多い。また、下のグラフのように休日の部活動指導についての調査では、約80%の教職員が「負担を感じている、やや負担を感じている」と答えており、ワークライフバランスと働き方改革が提唱される昨今の社会状況の中で、生徒のニーズ、学校運営方針、教職員の意識のそれぞれにズレが生じているのが実態である。

本町では、少しでも教職員の負担を減らし生徒に専門的な指導を提供するために令和7年度には、9名の「部活動指導員」を配置した。国・県の補助を受け本町独自の予算も計上して、年間312時間を上限に活用できる制度である。活用後の調査によると、活用した部

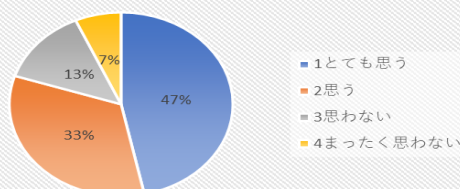
あなたが今年度担当している部活動は、自分が経験したことがあるものですか。



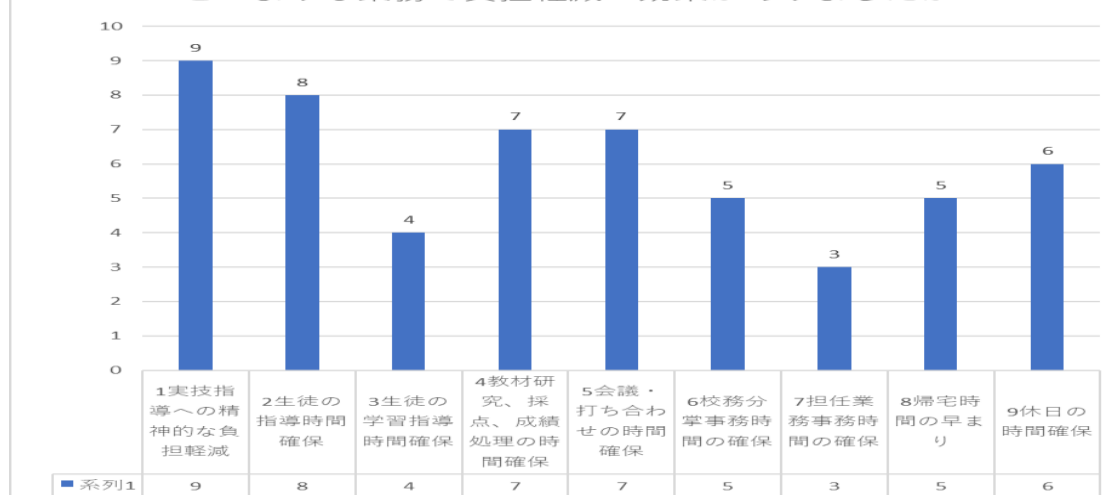
あなたは、部活動を休日に担当することに負担感がありますか。



部活動指導員の活用により業務の負担軽減があったと思いますか(教師)

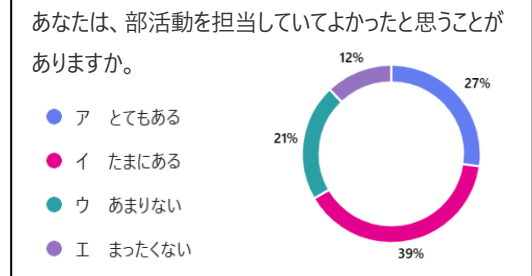


どのような業務で負担軽減の効果がありましたか

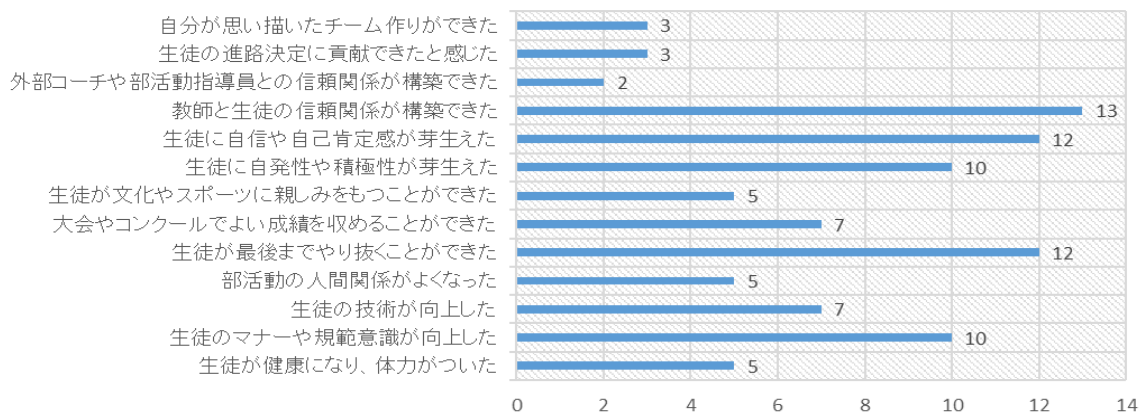


活動の82%の教職員が「業務の負担軽減があった」と答えており効果を示した。具体的な軽減内容は、「実技指導への精神的な負担軽減」「生徒の指導時間確保」「教材研究、採点、成績処理の時間確保」「休日の時間確保」が多く挙げられている。自由記述を見ると、「技術指導は本当に助かっています。技術だけでなく、チームワークや学校生活にも良い影響を与えていただいています」「多くの部活動に配置できるようにしてほしい」といった声が寄せられており、教職員からのニーズが高いことがわかった。

それでは、教職員に部活動指導における満足感や教育的な価値の認識がないかという
と、必ずしもそうとは言い切れない。右の図の調査では、部活動を担当してよかったと思うことが、「とてもある・たまにある」と答えた教職員は66%に及んでいる。

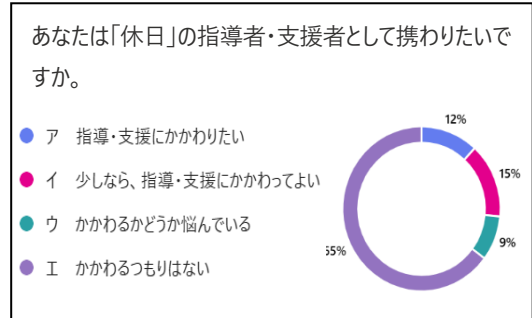


部活動を指導してどういう点が良かったですか(中学校教職員)



上のグラフは、部活動指導をしてどういう点でよかったと思うかについての回答内容である。「教師と生徒の信頼関係が構築できた(保てた)」「生徒が最後までやり抜くことができた」「生徒に自信や自己肯定感が芽生えた」「生徒のマナーや規範意識が向上した」「生徒に自発性や積極性が芽生えた」という回答が上位に位置しており、教職員が部活動の教育的な価値について感じ取っていることがわかる。今後、教職員の兼職兼業による地域クラブの指導の必要性が高まった場合に、教職員のこの認識が指導者不足を補う大きな鍵となると思われる。

なお、令和8年5月時点での兼職兼業の希望教職員については、右のグラフが示す通り、65%の教職員が「かかわるつもりはない」と回答している。「平日」についても55%が希望しない意向であるが、「少しならかかわってもよい」「かかわるかどう悩んでいる」という教職員がいることも事実なので、地域



の実情や生徒のニーズの理解を得て、支援と協力を歩を進めてもらえれば有難いと期待をする。そのうえで地域人材の指導者を発掘し、協力を呼び掛けていかなければならない。

(3) 地域の文化・スポーツ団体等の現状

社会教育課（スポーツ振興係）が取りまとめている小学生所属のスポーツ少年団には、三田川中学校区に11団体、東脊振中学校区に6団体が加盟している。そのうち中学校の部活動と結びつきが可能なものは、三田川中学校区で剣道、野球、女子バスケットボール、男子バスケットボール、女子バレーボール、男子バレーボールである。空手、サッカー、バドミントン、少林寺拳法を習っている児童は、中学校に入ってからそのまま社会体育で活動を継続するか、中学校に存在する部活動に入部するか選択をすることになる。

一方、東脊振中学校区では、剣道、野球、女子バレーボール、男子バレーボール、卓球が中学校の部活動とつながっている。空手については三田川校区と同様に、社会体育で続けるか、中学校にある部活動に入部するか選択をしている。

スポーツ少年団と中学校部活動に重複のみられる種目は、地域の受け皿があるという点では地域展開が進めやすい。ただし、ほとんどのスポーツ少年団が18時以降の遅い時間帯に行われていること（中学生の部活動との時間のずれ、送迎の必要性）、指導者の時間的余裕、指導者の精神的余裕、中学生と小学生の練習メニューの違い、練習場所が中学校以外であること（移動の問題）など、調整しなければならない条件は多くある。

本町は県民スポーツ大会の町の部で常に上位を維持しており、成人のスポーツに対する意識が高い。吉野ヶ里町スポーツ協会には、20種の競技団体が加盟しており町当局の経済的な支援もあって、活発な活動が持続されている。20種の団体のうち、現在の中学校部活動と関係の深いものが、陸上、野球、バレーボール、バスケットボール、剣道、ソフトボール、ソフトテニス、卓球の8団体である。団体のメンバーには町内中学校の卒業生も多くいるため、地域の指導者として協力をいただける可能性はある。

スポーツ協会に加盟していない企業や民間のスポーツ団体もある。吉野ヶ里町文化体育館の業務委託を受けているコナミは、体づくりやトレーニングの指導に強みをもつ。スポーツに関わりが深かったりスポーツチーム（クラブ）を持っていたり事業所としては、大塚製薬、ニシム、牟田建設、日清紡マイクロデバイスA T、自衛隊目達原駐屯地、消防署などがあり、協力依頼をしてみる価値はある。また、近隣の西九州大学や佐賀大学の学生による部活動指導を、学生自身のキャリア形成に役立ててもらおうという視点も生かしたい。

一方で、文化面で中学校の部活動にかかわることのできる地域人材を探すことが困難である。吉野ヶ里町文化協会には46の団体が加盟しているが、美術部に関係するものは2団体である。音楽関係では、大正琴、マンドリン、ライブバンドの3団体があるものの、吹奏楽部に指導ができるような人材は見当たらない。佐賀市民吹奏楽団、さが吹奏楽団、鳥栖吹奏楽団などに協力の可能性を見出していく必要がある。

II 推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

令和4年度策定の吉野ヶ里町教育大綱では、4つの柱の第1に「自立する人間の育成」を掲げ

ている。その中で3「社会を生き抜く力の育成」の(2)に、施策として「スポーツを通じた健全な身体づくりの推進」を設定した。健康維持・体力の向上に向けて、学校・家庭・地域や各種団体が一体となって、健康教育・スポーツ活動の充実を図ることになっている。

具体的には、①部活動指導員活用事業の実施による、専門的な指導による円滑な部活動運営、②スポーツ少年団、少年スポーツクラブにおいて、心身ともに健全な少年の育成を目指しつつスポーツ愛好の精神と技術の向上及び善良な社会人の育成を図ること、③部活動の地域連携・地域移行により、体力や技能の向上だけでなく様々な学びの場である部活動の趣旨を継承・発展させることである。

また、文化についても令和7年度作成の「吉野ヶ里の教育」で、重点目標4の重点事項1に、「文化を振興し、親しむ環境の整備」を設定している。郷土の発展と文化の向上を目指し、芸術・文化活動に親しむ多様な機会を提供することになっている。

町民一人一人が生涯にわたって創造的で生きがいのある豊かな人生を送ることができるように学習や活動の機会づくりに努めることが、吉野ヶ里町の本質的な立場であり、本推進計画は、中学生が望む活動に自分らしく取り組めるような環境整備を進めるために策定するものである。

2 基本方針

令和7年12月に示された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」の「部活動改革の基本的な考え方・方向性」に沿って、以下の基本方針を示す。

- (1) 少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために、部活動改革を行う。
- (2) 教師の多忙な勤務状況、教師不足の状況に鑑み、これまで学校単位行われてきた部活動を地域全体で支えることで、学校教育の質を高め、生徒の豊かな活動機会を保障する。
- (3) 本町の人材に関する実態、生徒・保護者・教職員のニーズを適切に把握し、本町の実情にあった「地域連携」「地域展開」を柔軟に推進する。

- (1) 多くの児童生徒が中学校での部活動を楽しみにしている。そして、その体験が生徒の人生にとって大切な体験であり、社会性を育む価値ある場であることを念頭に、「生徒」を第一に考えた改革を推進する。
- (2) 1クラスの生徒数を35人以内にする政策は進んでいるが、教師の業務は多種多様であり、1か月の超過勤務時間が40時間を超える教師は依然として存在する。生徒指導、保護者対応、成績処理、教材研究、教材作成、校内研修、各種打ち合わせなど必要な業務の時間を確保することは教育の質を高めるためには重要である。従来部活動に充てていた時間をそれらの業務に教師が従事し、そのうえで生徒の活動を保障するためには、大きな改革が必要となる。
- (3) 人口約1万6千人の地方の町にとって、十分な人材を確保することは簡単なことではない。さらに生徒・保護者・教職員のニーズは多様化している。しかしながら、事前調査等を踏まえ、それらを適切に把握し、こまめな情報提供で保護者や教職員の理解を得て、本事業

なお「地域連携」とは、地域内の複数の中学校の部活動を拠点校化したり、従来の学校部活動に地域の人材を部活動指導員や外部コーチとして投入したりするレベルを言う。「地域展開」とは、部活動を休日または平日に学校の業務から切り離し、地域や民間の指導者により新たなクラブとして活動させることである。地域で支えることで地域の活性化など新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能にするという意味で、令和7年12月文部科学省発出のガイドラインにおいて「地域移行」という言葉から変更された。

国は令和８年度から令和１０年度を改革実行期間（前期）とし、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することになっている。前期終了後に改革の進捗状況を「中間評価」して、令和１１年度から令和１３年度までの改革実行期間（後期）において、それを踏まえた更なる改革を推進することになっている。特に「休日」の部活動については、令和１３年度までに、原則すべての部活動で地域展開の実現を目指している。後期においては、さらに「平日」の部活動の地域展開を試行し可能性や課題への対応を行う。

Ⅲ 学校部活動の地域展開等の方向性

本推進計画策定にあたって、右に示すようなイメージで体制づくりを行い、以下に挙げるような業務を行っていく。

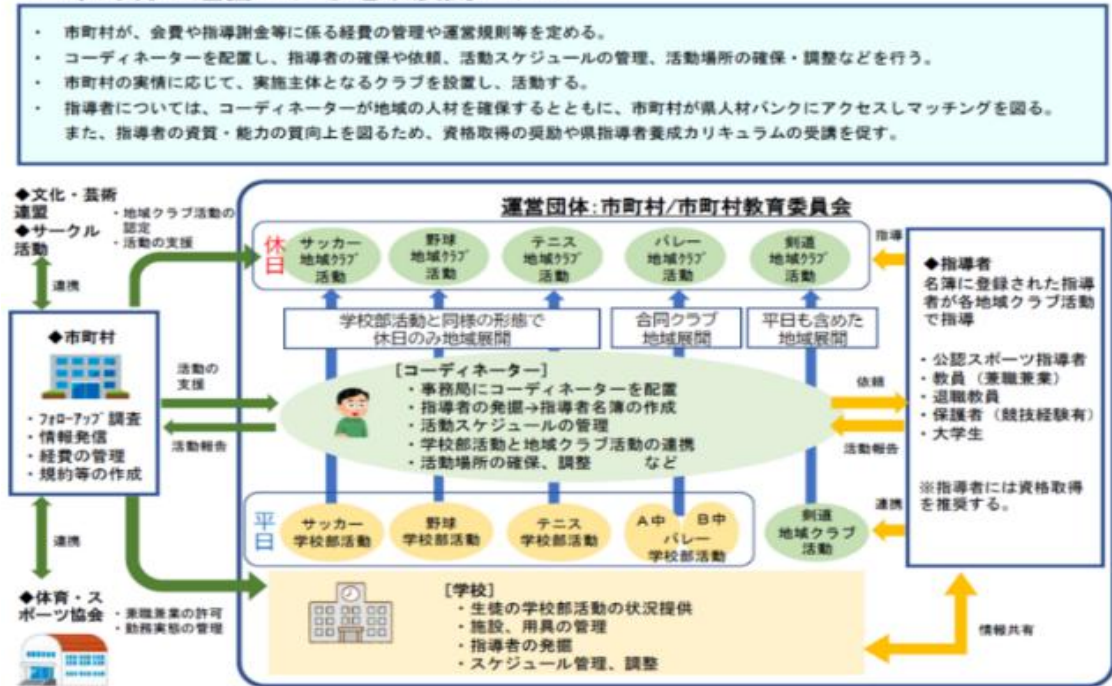
令和7年度までの改革推進期間の試みの問題点を分析し、令和8年度からの改革実行の具体的な歩みにつなげる。そのためにスポーツ庁の事業「運動部活動の地域展開等の全国的な実施」に係る補助金を活用し、「部活動地域展開コーディネーター」を配置して、学校教育課、社会教育課、町内中学校と緊密な連携関係を構築させる。

本町の場合は、吉野ヶ里町及び教育委員会の直営型の地域展開を指向（志向）する。スポーツ庁が示す7つのモデルのうち右のイメージ図のような類型である。この形態にする理由



は、これまで社会教育課内の部署が中学校の運動部活動を組織し支援する、吉野ヶ里町少年スポーツクラブを運営していた経緯があるからである。地域展開した文化・スポーツの団体をもとに「吉野ヶ里町文化・スポーツクラブ運営協議会」を組織する。その事務局は町教育委員会内に置く。

■市町村の運営による地域展開モデル

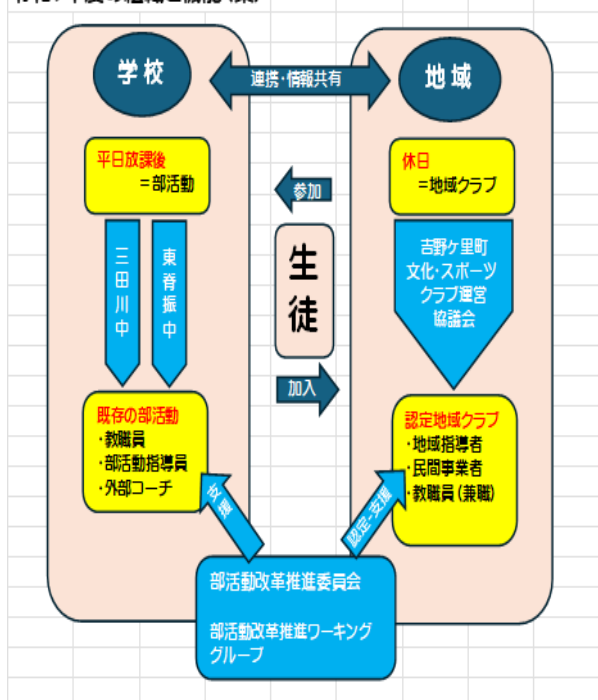


（２）部活動地域展開コーディネーター

部活動地域展開コーディネーターは、町教育委員会内において、学校教育課と社会教育課の職員を構成員とした「部活動改革推進ワーキング・グループ」を組織して、構成員とともに以下の業務を推進する。特に令和9年度からは、右の図のように休日の部活動を地域クラブによって行うことを見据えて、令和8年度は柔軟かつ適切に業務を行う。

- ① 部活動改革の現状の分析
- ② 部活動改革の基本方針案の作成
- ③ 部活動改革及び地域展開等に関する作業スケジュールの作成
- ④ 町内中学校との部活動指導員及び部活動拠点化に関する連絡調整
- ⑤ 部活動の地域展開等に関する教職員・児童生徒・保護者の意向調査の実施
- ⑥ 部活動の地域展開等に関して教職員・児童生徒・保護者への情報提供

令和9年度の組織と機能(案)



- ⑦ 町内スポーツ・文化関係団体への部活動の地域展開等に関する周知と協力依頼
- ⑧ 佐賀県教育委員会（SAGA BUKATSU PROJECT 統括担当）との連絡調整
- ⑨ 地域における人材（指導者）の発掘とリスト化
- ⑩ 庁内各課との連携
- ⑪ 町民への広報と協力依頼
- ⑫ 町内外の民間事業者への広報と協力依頼
- ⑬ 必要な財源の確保
- ⑭ 必要に応じた「部活動改革推進委員会」の開催
- ⑮ 町教育委員会への情報提供と具体案の作成
- ⑯ 教職員・町職員の兼職兼業の設計と調整
- ⑰ 認定地域クラブの認定要件の作成
- ⑱ 認定地域クラブの連絡システムの構築
- ⑲ 指導者の研修とフォローアップ
- ⑳ 認定地域クラブの実施場所と管理に関する調整 など

（３）吉野ヶ里町内中学校

「吉野ヶ里町部活動の在り方に関する方針」及び本推進計画に則り、部活動の運営・指導・管理及び部活動の地域展開に関わって、以下のことについて取り組む。

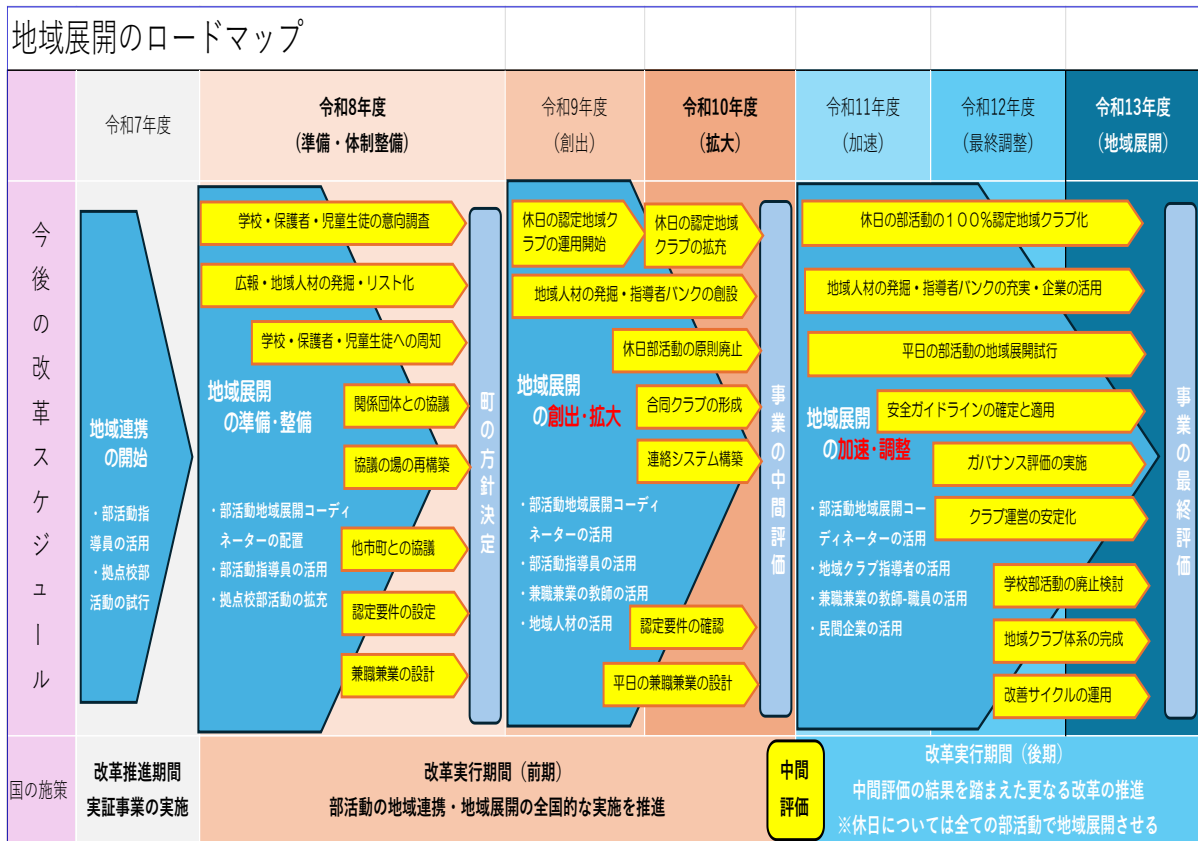
- ① 生徒の、安全、安心、ニーズに配慮した適切な指導
- ② 教育的な価値に留意した指導
- ③ 教職員の働き方改革を踏まえた部活動運営
- ④ 部活動を行う施設・設備の適切な管理
- ⑤ 部活動指導員や外部コーチとの連携・協力
- ⑥ 地域クラブ指導者としての兼職兼業教員の相談と依頼
- ⑦ 地域クラブ指導者や関係機関との連携・協力・情報共有 など

２ 学校部活動の地域展開等のスケジュール

次ページの表に表したように、令和８年度に町の部活動の地域展開の準備・整備を行って、改革方針を確定する。それと並行して部活動指導員の活用を継続し、拠点校方式の部活動を拡充して、「地域連携」を進める。

令和９年度から１０年度を地域展開の創出・拡大期と位置づけて、「休日」の認定地域クラブの運用を開始する。部活動規模の適正化や合同部活動、拠点校部活動の設置を進めていく。また、１０年度末には３年間の事業の中間評価を行って、課題点を明らかにして後期の事業の推進に役立てる。また、後期の「平日」の部活動も含めた地域展開に向けて、兼職兼業の制度設計を確かなものにしていく。

令和１１年度から１３年度は、地域展開の加速・調整期である。地域クラブの指導者をさらに充実させるとともに、クラブ運営の安定化を図る。「平日」の部活動の地域展開を試行するな



かで、地域クラブの時間が増えることによる問題の発生を防止するために、安全ガイドラインをさらに充実させる。

なお、指導体制や活動条件等については以下の表に示すように変化していくことになる。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
平日 	○教職員による指導 ○部活動指導員の指導 (国県町事業の手当) ○外部指導者の指導 ◇少なくとも週1回の休養日 ◇長くとも2時間程度 ●保険は日本スポーツ振興センター対応	○教職員による指導 ○部活動指導員の指導 (国県町事業の手当) ○外部指導者の指導 ◇少なくとも週1回の休養日 ◇長くとも2時間程度 ●保険は日本スポーツ振興センター対応	○教職員による指導 ○部活動指導員の指導 (国県町事業の手当) ○一部のクラブ指導者の指導 ◇少なくとも週1回の休養日 ◇長くとも2時間程度 ●保険は日本スポーツ振興センター対応、地域クラブはスポーツ安全保険で対応
土日祝 	○教職員による指導 (4号業務による手当) ○部活動指導員の指導 (国県町事業の手当) ○外部指導者の指導	○一部教職員による指導 (4号業務による手当) ○兼職教職員による指導 (地域クラブから報酬) ○地域指導者の指導 (地域クラブから報酬)	○兼職教職員による指導 (地域クラブから報酬) ○地域指導者の指導 (地域クラブから報酬)

	◇少なくとも土日のどちらかが休養日 ◇長くとも3時間程度 ●保険は日本スポーツ振興センター対応	○外部指導者の指導 (町少年スポーツクラブから手当) ◇原則どちらかが休養日 (両日も可、その時は平日に休みを増やす) ◇長くとも3時間程度 ●学校部活動の保険は日本スポーツ振興センター対応、 ●地域クラブの保険はスポーツ安全保険	○外部指導者の指導 (地域クラブから報酬) ◇原則どちらかが休養日 (両日も可、その時は平日に休みを増やす) ◇長くとも3時間程度 ●学校部活動の保険は日本スポーツ振興センター対応、 ●地域クラブの保険はスポーツ安全保険
--	--	--	---

IV 学校部活動の地域展開等に向けた課題と対応

1 運営団体と実施主体

「運営団体」は各地域クラブを統括する団体であり、「実施主体」は個別の地域クラブ活動を実際に行う団体である。吉野ヶ里町の場合、「運営団体」は吉野ヶ里町教育委員会内に事務局を置く「吉野ヶ里町文化・スポーツクラブ運営協議会」であり、「実施主体」は各地域クラブとなる。管理運営に関わること、活動実施に向けた準備に関わること、活動実施に関わることを、それぞれがどこまでやるかを明確にしておかないと混乱を招いたり、業務がストップしたりすることになるので、あらかじめ整理しておく必要がある。そこで、以下の表のように主な役割を整理しておくが、計画実施の過程及び年度によって、より円滑に進むように役割分担を変更しても構わないこととする。

種別	主な役割	分担
運営・管理	・運営方針、運営計画の策定 ・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応 ・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成 ・保険加入状況や補償内容の確認 ・安全面やリスク管理等の研修実施 ・認定要件の作成と地域クラブの認定・運営 ・指導者の確保・育成 ・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理 ・競技団体等への登録 ・大会・コンクールへの申込・大会等運営従事 ・活動場所、移動手段の確保・支援	運営団体 町文化・スポーツクラブ運営協議会 実施主体 認定地域クラブ
活動実施に向けた準備	・入会手続き、会費徴収 ・活動計画の作成 ・活動スケジュールの作成（日時・場所・指導者） ・消耗品や備品等の確保 ・学校との連携、情報共有	
活動実施	・参加者、保護者との連絡（活動内容・出欠確認等） ・安全確保の取組 ・ニーズを踏まえた活動の実施 ・体験会の開催 ・ケガ等の場合の初期対応と保険対応	

2 賠償責任及び保険の取扱い

令和7年12月発出のガイドライン別冊資料②を参考に、地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度と保険の取扱いについて、事前に確認しておく。

地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故については、地域クラブ活動の運営主体や、事故の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。なお、活動場所（町立小中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故については、施

設・設備の管理者である町が賠償責任主体となり、国家賠償法2条が適用される。学校部活動の場合を含め、以下の表のように整理される。

			(1) 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2) 活動場所の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
			①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	
地域クラブ活動	運営主体	市区町村	市区町村 【国家賠償法1条】	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合は市区町村から求償） 【国家賠償法1条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法2条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会のスポーツ-文化法人責任保険(法人対象)など	指導者(団体に雇用されている場合は、団体も使用者責任を負う) 【民間保険】 ※スポーツ安全協会のスポーツ安全保険など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
学校部活動			市区町村 【国家賠償法1条】 ※災害共済給付において免責特約(災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約)を付することが可能	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合は市区町村から求償） 【国家賠償法1条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。 学校管理下であり、「スポーツ安全保険」の対象外	

3 地域指導者

地域指導者は登録制とする。国のガイドラインに準じて、認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止を徹底し、参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう研修等を行うためである。また、禁固刑以上の刑に処せられていないこと、反社会的な勢力に関係していないこと、ハラスメント等の行為歴や性犯罪歴がないことも誓約事項となる。

地域指導者には、兼職兼業を希望する教職員や地域の人材を優先する。万一、地域や学校で地域指導者がいない場合は、他地域や民間事業所の指導者も受け入れることとする。なお、指導者のための「スポーツ安全保険」の費用は指導者の負担とはせず、各クラブもしくは運営協議会が責任をもって保険加入手続きをしておく。

4 吉野ヶ里町文化・スポーツクラブ運営協議会

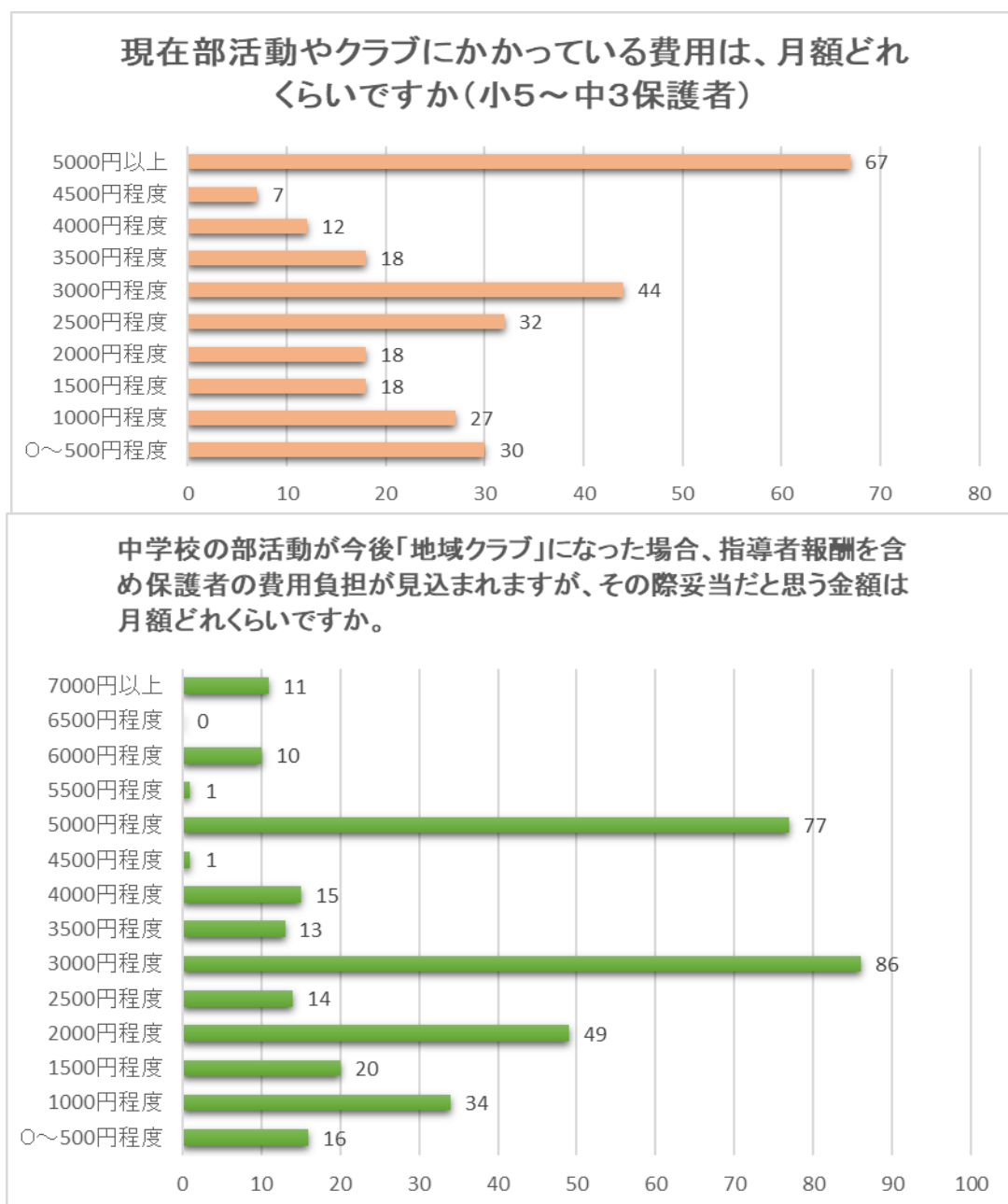
従来の吉野ヶ里町少年スポーツクラブを発展的に組織しなおし、令和9年度以降、「休日」の部活動を地域クラブに展開したクラブのすべてが加入するものとする。構成員は各クラブの指導者と保護者代表、学識経験者などとし、会長を教育長、副会長を構成員の中から持ち回りで選出することが望ましい。事務局は教育委員会内に置く。事務局には部活動地域展開のため専属の担当者が必要であり、事務局とコーディネーターを兼ねる非常勤担当者を設置することとする。各クラブから提出された入会届と名簿をもとに事務局は管理運営を行う。

なお、会費の徴収と指導者報酬等の支払いについては、①各クラブがクラブ費を徴収し、その中からクラブごとに指導者に報酬を支払う方法と、②各クラブが協議会事務局に報酬にあた

る会費を拠出し、その中から協議会事務局が指導者への報酬を支払う方法との2つがある。事務の円滑化、事業の持続性などの面から、今後検討して決定する。ともあれ、スタートアップのこの時期においては、国・県・町の補助金等を活用して、できるだけ低廉なクラブ費・会費で運営ができるように配慮をする。

5 保護者負担

当面、平日の部活動が併存することになるので、いわゆる部費と地域クラブ費が二重で保護者から徴収される可能性がある。元来部費の大半が休日に開催される大会等への参加費に費やされてきた。今後は休日の部活動を地域クラブへと展開するのであることを考えると、いわゆる部費の徴収は一旦取りやめて、地域クラブ費に一本化することが望ましい。また、大会等への参加費は、受益者負担を原則として、エントリーする生徒の家庭が負担するような方法に変更していくべきであろう。



なお、調査の結果クラブ費の負担について保護者（小学5年～中学3年）の意向は、前ページのグラフのように示された。徴収金額については、3000円から5000円の間で行うことができれば、一定の理解が得られるであろう。金額が高くなればなるほど、クラブ離れが進み、クラブの運営自体が危うくなると考えられる。

6 大会等への参加

各競技団体や民間団体、地方公共団体主催の大会やコンクールについては、学校部活動名でも地域クラブ名でも参加は可能である。まれに参加条件が異なる場合もあるので、申込時に留意したいところである。

日本中学校体育連盟（日本中体連）では、令和5年度から全国中学校体育大会に、地域スポーツクラブの参加を認めた。佐賀県中学校体育連盟（県中体連）でも、その方針に則り、別途選考会を経た地域スポーツクラブの個人や団体が、県大会に出場するようになっている。また、佐賀県では合同部活動や拠点校方式のチームの出場は、それとは別に通常の地区大会から参加できている。部活動の地域展開により生まれた「認定地域クラブ」の場合は、後者に該当し地区大会からの参加が可能である。

拠点校方式で中体連の大会に参加する場合、現存する学校名を使用することが原則であり、2校の併合の場合は年度に応じてどちらかの校名が消えたり、生徒がユニフォームを2校分購入したりしなければならないデメリットがある。一方、「認定地域クラブ」の名前を使うことにより、2校双方の納得するチーム名でエントリーをすることが可能で、ユニフォームも1種類でまかなえるメリットがある。

引率者については、大会が休日に行われるときは、休日の指導者がそれを担う。平日の指導者である教職員は引率者とはならない。ただし、兼職兼業を申請し認められて、休日の指導者を兼ねている場合を除く。さらに、大会の審判、コンクールの役員等、運営に関わる教職員については、各大会やコンクールの規定に基づくものとし、平日のみの指導者が従事することを制限するものではない。

7 対象生徒

地域クラブの参加対象者は、吉野ヶ里町の中学校に通学する中学生を対象とする。ただし、他市町と協議の結果、吉野ヶ里町の地域クラブに参加が認められる場合もある。その際のクラブ費の徴収等については別途定める。

当面の学校部活動と地域クラブの2つが存在する期間においては、平日と休日に異なる種目に参加することも可能である。また、生徒の興味関心に応じて、2つの地域クラブに所属することもできる。

おわりに

学校部活動により、子どもたちは健康・体力を高め、自主性・協調性・責任感・創造性・表現力など多くの資質・能力を培ってきた。そして、その健やかな成長の機会は、これまで教職員の献身的な指導に支えられてきた。しかし、この40年間で佐賀県内の中学生が約半数に減少する少子化の波を受け、同様の体制で部活動を運営することが難しくなっている。多くの部活動が持続できない厳しい状況に加え、教職員の業務は多様化・多忙化が進み、専門性や意思に関わらず教職員が顧問を務める指導体制の見直しは必須となった。

「IV 学校部活動の地域展開等に向けた課題と対応」の中で、現時点で想定される課題をいくつか示した。今後地域展開を進めていく中で、さらに多くの課題が出てくるであろう。しかし、中学生の健やかな成長を願って正対していけば、必ずや教職員・生徒・保護者及び地域の理解と協力の下、解決できるものとする。中学生のスポーツ・文化活動の新たな歩みを切りひらく本計画が、中学生を含めた地域全体のスポーツ・文化活動の新たな指針となることを目指して、本事業を推進していく。